

森林経営委託契約書

森林所有者 (以下「甲」という。)と受託者 東国東郡森林組合
代表理事組合長 丸小野 宣康 (以下「乙」という。)は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり契約を締結する。

(信義忠誠の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林(以下「契約対象森林」という。)は、別紙1に表示する森林とする。なお、契約対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(契約の期間)

第3条 この契約の契約期間(以下「委託期間」という。)は次のとおりとする。

平成 30年 4月 1日から

平成 35年 3月 31日まで

(森林経営計画の作成及び実行)

第4条 乙は、委託事項を実施するために、契約対象森林について単独で又は他の森林所有者若しくは森林所有者からの森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第11条に規定する森林経営計画を作成し、その認定(変更の認定を含む。)を受けるとともに、当該森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとする。

2 前項において、森林経営計画の計画事項である「森林の経営に関する長期の方針」については、乙は、甲と協議してこれを作成するものとする。

(費用の負担)

第5条 契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

(委託事項)

第6条 乙は、契約対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画に従い、契約対象森林に関する次の事項(以下「委託事業」という。)を実施するものとする。

(1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること。

(2) 森林の保護等のため、森林の状況把握を実施すること。

2 前項第1号による森林施業又は、伐採をした木竹の取扱い等については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

(森林への立ち入り及び施設の利用等)

第7条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は契約対象森林内に設置された作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、甲と乙が別途協議のうえ、乙が契約対象森林内に作業路網その他の施設を設置及び管理し、又は乙以外の者に設置及び管理させることができる。

(委託料の請求)

第8条 乙は、事業年次ごとに、委託事項の実施に要した費用(次項により補助金等を充当した場合にあたっては、委託事業の実施に要した費用から当該補助金等の額を控除したもの)を委託料として、甲に請求するものとする。

2 乙は委託事項の実施に当たり補助金等の交付を受けたときは、速やかに当該補助金等を前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとする。

3 甲は、乙から第1項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正等)

第9条 甲は、必要と認めるときは乙に対し委託事項実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 甲は委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正をもとめることができる。

3 乙は、甲から前項是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(損害の填歩等)

第10条 乙は乙の責任に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

2 この契約に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益等が生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたらなければならない。

3 乙が委託事項の実施、その他この契約により属せられた権原に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該補助金を負担するものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第11条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について該当委託事項を実施することが不可能又は不相当となったときは、乙は当該委託事項の一部又は、全部を実施しないことができる。

(1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき

(2) 作業路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき

(3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(債務不履行による契約の解除)

第12条 甲は乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不相当となったときを除く。)第9条の是正にも応じない場合は、1ヵ月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに第8条第1項の委託料を支払わない場合は、1ヵ月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

(甲の届出)

第13条 甲及び甲の相続人又は受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

第14条 この契約に定めのない事項を定め、又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第15条 本契約期間満了時において、契約を継続しない場合は、相手方に対し、本契約期間満了の3ヵ月前までに通知するものとする。

本通知がなされない場合は、本契約は、さらに同一の条件で5年間更新されるものとし、その後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲) 森林所有者 住 所
氏名又
は名称 印

(乙) 受 託 者 住 所 大分県国東市国東町小原 4423 番地 1
氏名又 東 国 東 郡 森 林 組 合
は名称 代表理事組合長 丸小野 宣康